

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成28年 2月23日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成28年2月23日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	饗庭敦子	副委員長	西岡克之
委員	安藤克彦	委員	喜々津英世
委員	堤理志	委員	河野龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議長	内村博法	副議長	山口憲一郎
議会事務局長	濱口務	課長	中山庄治
係長	細田浩子		

説明のため出席した者

町長	吉田慎一	副町長	鈴木典秀
教育長	黒田義和	総務部長	荒木重臣
生活福祉部長	松浦篤美	教育次長	帯田由寿
企画部長	松尾義行	建設部長	森浩平
水道局長	古賀洋	会計管理者	和泉嘉彦
総務課長	谷本圭介		

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成28年第1回長与町議会定例会について
- (2) 議会基本条例の検証（要綱・要領）について
- (3) 長与町議会災害対応要領について

- (4) 議会議員政治倫理条例について
- (5) タブレット研修を終えて
- (6) 議会図書室について
- (7) 長与町議会委員会条例の一部を改正する条例
- (8) 議会事務局規程の一部を改正する規程

開 会 9時30分

閉 会 14時34分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さん、おはようございます。定足数に対しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。3月2日招集の第1回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに議長の御挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。

今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

いよいよ重要な来年度予算など重要な議案が審議されます3月定例会議が開催されます。定例会議はですね、皆さんの白熱した議論、審議を期待するところであります。簡単ではありますが、開会にあたっての私の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

ありがとうございました。

次に、町長の御挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中第1回定例会開催にかかります、議案運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

2月の下旬ということで、最近は少しインフルエンザも流行っているようでございまして、皆さま方にはご自愛をいただきたいというふうに思っております。

今ちょっと町の中歩いてますと、長与町の町木でもあります梅の花がほころびてまして、寒い中にもやっぱり春が来ているなっていう感じがするわけでございます。

今回の定例会は第1回目ということでもございますけども、もう一つは年度の終わり、終了ということの意味もあろうかと思えます。

規約変更の議案が1件、条例の制定改廃の議案10件、そして財産取得の議案が1件、補正予算の議案が5件、平成28年度の諸会計の当初予算の議案が8件、人事案件が1件、合計26件という議案を予定をしておりますので、どうぞ皆さん方、慎重なる審議をしていただければと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（饗庭敦子委員）

ありがとうございました。それでは、まず、提出予定議案につきまして、関係部局長より概要の説明をお願いいたします。

まず、最初に総務関係について、荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今回総務部では13件の議案上程を予定しております。

順を追って概要を説明いたします。

まず初めに議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございますが、これは北松南部清掃一部事務組合の解散に伴い、市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次に議案第2号、長与町職員の退職管理に関する条例でございますが、これは地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理の適正確保のため条例を制定するものでございます。

次に議案第3号、長与町行政分布審査会条例、これは行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会を設置する必要が生じたため条例を制定するものでございます。

次に議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、これは行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を改正する必要が生じたため、条文の整理を行うとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、これは地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、報告事項を追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは人事院勧告の内容に準じて町職員の給与改定を行うとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは、附属機関として長与町まち・ひと・しごと創生推進会議を新たに追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第8号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償について新たに追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、早出、遅出勤務の規定を改めるものでございます。

次に議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）でございますが、これは既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億9,792万4,000円を減額し、補正後の予算総額を126億5,177万1,000円とするものでございます。

次に議案第18号、平成28年度長与町一般会計予算でございますが、これは予算総額を121億672万3,000円とするものです。対前年度比約3.1%、3億6,690万3,000円の増でございます。

次に議案第19号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算でございますが、予算総額を692万9,000円とするものです。対前年度比約0.6%、4万4,000円の減となっております。

続きまして議案第26号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてござ

いますが、これは委員の任期満了に伴う選任でございます。

以上13議案でございますが、これとは別に今会期中に、補正予算の第5号をお願いする予定でございます。これは現在国からの決定を待っております、決定待ちであります地方創生加速化交付金に係るものでございます。以上が総務部関係でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、生活福祉部関係について、松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

それでは、生活福祉部でございますけれども、生活福祉部では今回7議案につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案番号の第10号です。長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、福祉医療費の支給対象を拡大するとともに、難病の患者に対する医療等に関する法律の制定により、条文の整理を行うものでございます。

次の議案第11号でございます。長与町特定教育保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、長与町が設置する特定教育保育施設の利用者負担に関する事項について所要の改正を行うものでございます。

次に議案番号第14号でございます。

平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。この予算につきましては、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,624万3,000円を増額し、補正後の予算総額を50億2,530万6,000円とするものでございます。

次の議案番号第15号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。これにつきましては、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ130万円を増額し、補正後の予算総額を4億3,578万5,000円とするものでございます。

次に、議案番号第20号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算でございます。これは、予算総額を49億9,503万7,000円とするもので、対前年度比0.5%、2,422万1,000円の増額となっております。

次の議案番号第21号でございます。平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算でございます。これにつきましては、予算総額を4億4,209万9,000円とするもので、対前年度比約1.9%、836万1,000円の増額となっております。

次の議案番号第22号、平成28年度長与町介護保険特別会計予算でございます。これにつきましては、保険事業勘定の予算総額を29億5,171万9,000円。対前年度比約7.1%、1億9,656万2,000円の増額となっております。

次の介護サービス事業勘定につきましては、予算総額を2,270万6,000円、対前年度比約4.8%、104万4,000円の増額となっております。

以上が生活福祉部の議案でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、建設部関係について森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

それでは建設部所管について、提出議案のご説明をいたします。

議案第12号、土地取得についてでございますが、公益施設用地として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第33条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第16号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3億2,909万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6億6,655万3,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、国の内示額による減額でございます。

次に、議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の予算でございますが、予算総額は4億4,371万8,000円でございます。主なものといたしましては、南東部補強土壁工事になります。

以上が建設部所管でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、水道局関係について、古賀水道局長。

○水道局長（古賀洋君）

水道局所管では、議案第17号、議案第24号及び議案第25号の3議案をお願いいたします。

まず、議案第17号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入を3,980万円減額して、総額を1億2,391万4,000円とし、また、資本的支出を1,660万円減額して、総額を3億9,820万9,000円とするものでございます。

次に、議案第24号、平成28年度長与町下水道事業会計予算でございます。収益的収入7億8,110万7,000円に対し、収益的支出6億8,876万9,000円といたしております。また、資本的収入2,141万2,000円に対し、資本的支出4億5,246万1,000円といたしております。

最後に、議案第25号、平成28年度長与町下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。収益的収入10億3,190万5,000円に対し、収益的支出9億8,618万9,000円といたしております。また、資本的収入1億2,077万8,000円に対し、資本的支出4億3,798万8,000円といたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、一般質問の通告並びに請願陳情について説明します。

濱口議会事務局長。

○議会事務局長（濱口務君）

それでは、最初に一般質問につきまして説明をいたします。通告者12名、質問件数24問でございます。

次に、請願陳情でございますが、請願につきましては、今回はございません。そして、陳情につきましては、陳情1号として、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情と、陳情2号で、宇宙船地球号を守るための陳情・地球社会建設決議陳情等の2件でございます。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

続きまして、委員会の付託先についてお諮りします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第18号、議案第19号です。

産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号です。

本会議即決につきましては、議案第1号、議案第26号、以上委員会への付託をします。ただいまのとおり決定することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員会の付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。

続きまして、会期日程について説明します。

浜口事務局長。

○議会事務局長（濱口務君）

それでは、会期日程（案）につきましてご説明をいたします。

会期につきましては、3月2日水曜日から3月22日火曜日までの21日間ということで計画をいたしております。2日が議長報告、行政報告、施政方針説明、議案の提案理由説明、その後、全員協議会、3日、4日が一般質問で5名ずつでございます。

5日、6日が休会、7日が一般質問2名、午後から議案審議で質疑を行い、付託または即決でございます。

8日から11日までが負担案件審査、12、13日が休会、14日から17日が付託案件審査。18日が付託案件審査の予備日。

19日から21日が休会。22日が最終日で午前9時半から委員長報告、採決ということで計画をいたしております。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

お諮りいたします。

会期日程案につきましては、ただいま事務局長の方から説明がありましたとおり、決

定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、第1回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

その他の件について、皆さんの方から何かございませんか。

無いようでございますので、執行部の皆さんはご退席願います。お疲れ様でした。

それでは引き続きまして、その他の協議事項に入りたいと思います。お手元に資料配付しておりますので、ご確認下さい。

まず、最初に議会基本条例の検証ということで、前回皆さんからご提案いただいたものを訂正した分をお配りしておりますので、5分ほどで確認できますかね。要綱要領の分で訂正してるのが議員研修要綱と議員研修要領を議員研修計画にしています。それと、自由討議実施要綱、住民懇談会実施要綱、この4点を前回と比較してご確認ください。

しばらく休憩とします。

(暫時休憩)

○委員長(饗庭敦子委員)

それでは、委員会を再開いたします。まず、最初に長与町議会議員研修要綱案なんですけれども、訂正してる分の第2条の所に、長与町とつけ加えて、長与町議会基本条例で規定しているというふうに変更したいと思います。

後の分は、前回言われた所は変更しますが、他に皆さんが変更した方が良いという所はございませんか。

大丈夫でしょうか。よろしければ、この要綱案に対して皆さんはご異議ございませんか。

安藤委員。

○委員(安藤克彦委員)

ちょっと昔の繰り返しになるんですけれども、「ご異議ございませんか」で「はい」となれば、多分全員一致でこの議運で決定しましたってなるんでしょうけど、私はいまだにそのいわゆる7条の所がひっかかるわけですね。

分かりますかね、報告書の件ですね。ですので、一応、私はそこには異議があるということをおし添えておきたいと思います。

○委員長(饗庭敦子委員)

他にご異議はございませんか。よろしければ、7条にちょっと意義があるということではありますけれども、これで決定して進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは続きまして、研修実施要領を研修計画案として変更しております。

この分に関しまして、今回ですね、長与町で研修、町の議員での研修、来ていただいて研修するものをどんなものをしたら良いかいうところで皆さんからご意見をいただきたいのと、裏面に書いてあります28年度の会議予定表なんですけど、その中で、国際文化アカデミー主催の研修があると思うんですけども、この研修に1年に何人かずつ行って、4年間で全ての議員が研修に1回参加できるようにということで、前回というか、前期の時に決定されてたかと思うんですけど、今のところ新人さんしか行ってないのと、研修に行っていないんですけども、この4年間で1年目は新人お2人に行っていたので、今後、後残る14人にですかね、残りの3年間のうちに分けて行ってはどうかというところで皆さんのご意見をいただきたいと思います。

課長。

○議事課長（中山庄治君）

ただいまのアカデミーの件につきましては、事務局の方としても認識不足のところがございます、新人が行くということで、実績も新人の方が行ってたんですが、今回、アカデミーの方に6人ほどの予算をお願いしまして、議決をされたならば実行に移していくということで、予算計上はさせていただいております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

最初は町単独の研修で、皆さんが行いたい研修、何をしたらいいのか、去年したのが一般質問に関する研修だったと思います。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それは議運で話し合うことかな、この研修要領の中には、議運で最終的に決定するわけですよね。この研修計画を。議運が先に出すんじゃないかと、全協で皆さんに広くとるとかじゃないのかなと思うんですけど。

議運でこんなものって先に話をしてしまうというのが、正なのかとかそこを委員長に確認をお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

議運で決定するわけではないんですけども、今はですね、案を出していただいて、どういう研修が良いのかっていうのをちょっと書いて、皆さんにお聞きしたいと。何ですかね、皆さんが要望してる研修をなるべくした方が良くないかなと思うんですけど。せっかくでありますので、その点をお聞きするというので、今日は議題に上げておきます。

皆さんご意見がないようですので。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、全国で色んな地方議会議員の不祥事といいますかね、問題がいろいろ出ておりますから、そういうのを全体的に見てですよ、僕らも気をつけておかないといけないこと

がいろいろあるんじゃないかっていうのがあるんですよ。

例えば、モラハラとかいろいろ最近、何とかハラスメント、何とかハラスメントっていろいろあるもんですから、ちょっと最近の事例なんかを事務局なんかでもしできれば、まとめてもらって、そういったものをどういったことが、やはり、時代が流れた中で、昔は許されても今はもう許されないというのがいろいろあるもんですから、そういう倫理と言いますかね、そういった研修をみんなで再認識しての方が良いような気もする、ちょっと最近感じて。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に県下の町村議会研修とか、郡の研修とかがありますよね。ここらへのいわゆるどういう研修内容といいますか、講師の先生、どういう内容をするかとかいうのが、決まるのは大体いつぐらいなのでしょう。まずそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会議務局長（濱口務君）

県の場合は、まだ日にちも決まっておりませんので、研修の多分1カ月ぐらい前かな、いつも通知が来るのがですね。

ですから、全国的なやつについてはもう日にちまで年間通して決まってるんですけど、県の方はまだ会議室の借用もしてないというようなことでしたので、早くて1カ月ぐらい前じゃないかと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

多分そうかなと思いますけれども、基本的には、それとは別に町独自の研修を盛り込むということを決めておけば、基本的にはこれ予算を伴うものですから、先ほどの課長の話では、全国研修、セミナー、これは6人の予算を要求をしているということでありましてけれども、本来であれば、予算要求の前に議会として、次年度の研修計画とか、そういうものもひっくるめて、予算要求のためのそういう会も開くとかですね、そういうことも必要になろうかと思いますが、基本的に私はそういう前向きな予算も要求しておるといふことであれば、こういう形でこんなにあつたのかなっていう気はしますけれども、こういう形で良いんじゃないかなろうかと。

ただやっぱりできれば私は、町独自の研修というのを基本的には四半期に1回ぐらいは、町独自の研修会を開けないかそういう思いは持っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

町単独の研修としましては、議会改革に関することと議員の資質向上に関すること。また倫理に関すること、公会計に関することと、いろんなご意見が出ましたので、それを踏まえてどんな先生が良いのか、どういう研修が良いのかっていうのをちょっと検討して、また、進めていきたいというふうに思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

続きまして、アカデミーのことなんですけれども、先ほど6人ということでありましたので、この進め方としては、今期に入ってから新人お2人が行かれたので、それを除いて6人を希望者をするという形ですのか。そのあたりはどんな形ででしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これまでの取り組みの質問なんですけど、会議予定で見るといろんなテーマがありますよね。参加する議員は、テーマに基づいて行ってたものなのか、それともこの会議に、極端に言えば、参加してくださいというふうな要請で行って行ってたものなのか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

過去は議員の選択で行っておりました。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

1つは研修で資質向上、研鑽をするということは非常に良いと思うんですが、予算の関係もあると思うんですけど、例えば、あと我々の任期が約3年ですよ。残り1年のいわゆる3年目、4年目ですね、最後の年に研修をするのは構わないと思うんですけど、次期の選挙に向けてね、次期も議員になるというふうな立場でやる部分は構わないと思うんですけども、その期にその研修を活かすとなると、もう時間的に余らないというふうな感覚がちょっとあるんで、僕は一定、前倒しでね、少なくとも1年ぐらいいは残して、議員が参加できる環境を整えた方が良いのかなというふうなのが1つと、もう一つは、やはりその一つのテーマ、ここの中でもある1番上の地方議員のための政策法務というふうなのに6人以上、私が行きたいというふうになった場合ですね、毎年同じコースがあるものなのかそこもよく分からないんで、だから、そういうふうに行きたいコースに行ける環境も整った方が良いのかなと。いやいや私行きたいけど、予算上行けないから、例えば10月にある社会保障、社会福祉コースに行ってくださいとかね。これ以降

の何か違うのに行って下さいってなると、これもまたその議員の研修、学びたいという要望に応えてないんじゃないかなというふうにちょっと思うんで、もう少しこのアカデミーの参加の仕方っていうのを少しく検討したらどうかなというふうにちょっと思っているんですね、先ほど提案されてですね。ですから、ちょっとそういうのが可能なものなのかどうなのか、予算の問題だけだと思うんですけども、その辺がちょっと協議されればと思いますけど。よろしくをお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

そうですね、議員が言われるのが1番良いんでしょうけど、予算がありますので、その中でできれば希望を取っていただいて、自分が行きたい研修に行っていただくと。言われたように、1年目に6名以上、予算が何名つくかまだ分かりませんが、もし6名として7名になったら、次の年にどなたか回っていただくというようなことが良いんじゃないかなと事務局なりには思っておったんですけど。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

もう一度質問です。すると、このコースは毎年同じコースがあるとは限らない。ずっと変わってるっていう、ちょっとそこらへんも確認させていただきと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

コースは毎年、基本的なものは変わらないと思いますが、例えば、下にあります社会福祉コースとか、そういうものについてはその時々を選択をアカデミーでされてるようであります。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

もう一つその予算との関係で、3日間、2日間、5日間となっておりますけど、これは予算対応できるんですか。例えば5日間コースに出たいってなると。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

予算上はですね、2泊3日の予算で計上をさせていただいております。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にご意見ございませんか。なければ、このアカデミー2泊3日の6人の予算で計上

しているってことでするので、議決された後に希望を取って進めていってはどうかと
思いますけれどもよろしいでしょうか。

それでは、時計で10時35分まで休憩します。

(休憩 10時25分～10時35分)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

続きまして、議会自由討議実施要綱を見ていただきまして、これに関して、皆さんの
方から何かございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

これで自由討議要綱案を決定したいと思います。

裏側に正副議長志願者所信表明実施要領もありますので、この分も前回訂正した所を
入れております。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

それではこの正副議長志願者所信表明実施要領案については、4行目の議会基本条例
の前に長与町を入れて、長与町議会基本条例の記述であるというふうにして決定したい
と思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは続きまして、住民懇談会実施要綱を見ていただきまして、ここで皆さんの方
からご意見ございませんか。よろしければこの案で決定したいと思います、ご異議ご
ざいせんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、決定しました議会議員研修要綱と実施要領はちょっとまだ検討しますので、
長与町議会自由討議実施要綱と正副議長志願者の所信表明実施要領は、全員協議会で配
付したいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

住民懇談会実施要綱までですね、配付したいと思います。

続きまして、長与町議会反問に関する要綱を見ていただきまして、色んな他の市町村
の例を入れていきますので、御一読ください。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

では委員会を再開いたします。

長与町議会反問に関する要綱としましては、長与町議会基本条例の第8条2項に規定

する反問についてということですので、その他ちょっといろんな形の反問もあるかとは思いますが、今回はこの部分の要綱ということで、この要綱案で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは決定いたします。

よろしいでしょうか。それでは引き続き、長与町議会答弁事項対応状況報告実施要綱の案について、執行側との話し合いもありましたので、事務局の方からご説明をお願いします。

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

この件につきましてはですね、もう町長の方にも部課長会議でも話をしております。

それで、過去に一度説明したと思うんですが、過去に例えば検討しますとかそういうものについては全て町長に上げなさいというようなことでやっておりましたので、それを議員さんと約束したことについては町長に報告をするということで、もう去年の6月議会にさかのぼって、町長に出してくれというようなことで、町長の方から各部長の方に指示がっております。

それで、この下の方につけております書類につきましては、答弁者がどういうことについて、この間答弁したけど、その回答を聞きたいというようなことを議長の方に要求していただければ、議長の方から町長に要求をするというようなことで、それから町長の方から回答があるというような流れになるかと思います。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんの方から何かご意見はございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

第3条報告対象の申し出、別紙様式というのは、この下の部分だと思うんですが、議長に提出をするわけですね。そうすると、このままで良いのかなと。例えば、議員名は書いておりますけども、その様式としてはちょっと不備があるんじゃないかなという気がします。というのは、正式に例えば長与町議長内村博法様って書いてきちっと申請をしないといけないという意味では、どうなのかなという気はしますがそこら辺は、どういうふうに考えておりますか。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

この調書につきましては、喜々津議員がおっしゃるとおりじゃないかなというふうに思っておりますので、もう一度この議長に提出する書類については事務局の方で案を作らせていただきたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

先ほどの局長の説明では、既にもう、庁舎内では、そういう状況に対して町長に報告を上げるようにという制度はでき上がっていたということですから、今度はそれを議会の申し出に基づいて、報告をしてもらうということについて執行側と協議をすれば良いだけとそういう意味で理解していいんですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

今後ですね、議会の方から皆様が「検討します、研究します、立ち会います」とかいうようなことで、どうも逃げているような節があると、その後何もやってないようなこともあるというようなことを、そこをはっきり私の方から言いまして、こういう要求が来るようになるので、もう、そこら辺は従来やっておったように、町長の方に報告書を提出した方が良くないかというようなことで、最初、町長室に行って話しましたし、その後は、部長会議で町長も皆さんの方にそういうふうにご話をし、ぜひ上げてくれというようなことで言うておりますので、そこのところはスムーズに申し出をしたら行くんじゃないかなと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そこで、こういう検討しますと言う答弁を引き出した議員がこの申し出をしなかったとそういうケースも考えられる。

それは、例えば、本会議であれば議長が、あるいは委員会であれば委員長が議長に申し出をして、回答を求めるということはできるのかどうか。そこら辺の見解も確認をしておきたいと思えます。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

今のところ言っているのはですね、一般質問に対することで指示が出ておりますので。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そうすると、例えば、委員会審査の過程でもこういったケースが考えられる。

その場合どのように取り扱うのかということは、決めなくていいのかということになると思えます。

○委員長（饗庭敦子委員）

委員会での「検討するとか研究する」って言われた場合にどうするかというご意見だと思いますけれども、皆さん、議員の皆さんはどうお考えでしょうか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

個人的な考えなんですけれども、委員会では調査権がありますから、委員会では皆さんで所管の委員会で調査権を通じてですよ、この問題についてこういう答弁があったので、それについてどうなったのかっていうのを調査したいということで、例えば、所管事務調査などで回答を求めるといのはそこでできるんじゃないかな。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会議務局長（濱口務君）

みんなに言っている分はですね、議員さんに検討しますとか立ち会いますとかいうのは、その後のですね、やはり報告をした方が良いですよというようなことは言っています。立ち会いについても、立ち会いを例えばしますとか言えば、間違いなく立ち会いをして欲しいというようなことで、普段そういうやはり皆さん検討するというで逃れてしまって、その後何も検討したことを議員さんに報告していないために、また、再質問、再質問という形が来ておるようでございますので、報告は、例えば、その文書じゃなくて口頭でもいいから報告はした方が良いというようなことで言っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にいかがですか、今の委員会に関して、今の喜々津委員の意見に対して、他にいかがですか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

委員会は、個人の発言は、その調査権というのは、委員会としての調査権が認められているのであって、個人の発言を委員会がそれを委員会として調査しようということになればなるんですね、調査権は。

ただ、ここに上げているのは一般質問の中で、その後のいわゆるフアジーな、ぼやかしたような、後ろ向きなような発言をどうするのかっていう形なので、それがまずこの対象だというふうに思います。

だから、委員会でそれをまたするとなると別途、別の部分が出てくるんじゃないかなっていうふうに思います。あくまでも一般質問の中で執行側が、対一個人が執行側に対して尋ねた部分が、執行側が後ろ向きな発言をした時に対するの適用であって、委員会っていうのは、ちょっと別な部分があるんじゃないかなと思うんですね。

そこで委員からの調査権というのは、またもう一つ奥に入ったもので、個人の意見を調査するというのはちょっと違うのかなというふうに思います。

それが繰り返しますけど、委員会の中で委員が発言したことを委員会全体で調査しようという時に初めて調査権が発生するわけで、個人のことに対して調査権というのは、普通、一般的には発生しないというふうに理解しますがいかがでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今、副委員長がおっしゃったこともよく分かるんですね。ただ、ここでは一般質問でのいわゆる対応状況を求めていますよね。だから、私はそれを委員会まで幅を広げる必要はまずはないんじゃないかなと思います。もう委員会って、それこそ幅広いですよ、やっていくと。だから、議員として権利を与えられていることを行使していけるならば、委員会で言ったことを履行していないような状況を見られたら、一般質問に今度載せ替えたなら良いわけですよ、自分で。一般質問でやり直すということができませんので、できない対応状況を確認できないということでもないです。一般質問で確認すれば良い、一般質問でまたそこで同じように検討しますとくれば、今度、対応状況出してくれていう求めることができるシステムができるので、これさえできれば今回の議題になっていることが、完成すればですね。

だから、私は、執行部もそれこそ小さい事まで、全て今度これを私たちが取り上げて、全て出せてなるのも業務に差し支えが、私は出るんじゃないかなと思いますので、そこはある程度弾力的に。さっき局長もあつたけど、結構、職員の方は個人的に聞きに行っても話ししてくれますよね。だから、そこをうまく活用して、いやそれでもう施行部側が頑として聞かなくなった時に初めてまた議会として対応を考えれば良いのであって、今の状況で私は良いんじゃないかな、今回はこれで良いんじゃないかなと私は思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

この要綱はですね、基本条例の10条の3号でありますので、委員会も含めた中の文章による報告を求めことができるという中の分です。

この中でこの分は一般質問に限って出しているということなので、委員会にもその委員会で出た分の答弁を求められないということではないけれども、そこまで広げなくて良いよというご意見だったかと思いますが、喜々津委員は委員会でもしたらどうかという意見と、そこまで広げなくて良い意見と。委員会には調査という形で委員会の中で話し合っていて、所管事務調査という形でも良いかという意見がありますけれども。

どうでしょうか、この一般質問に限って要綱として出す、やはり要綱を作るからには、基本条例に基づいて、言われた委員会も含めて作るかっていう所を皆さんで決めていきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

現状では、ここにあるように一般質問だけで対応していいんじゃないかと私は思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければ、今回の要綱に関してはですね、一般質問に関してということで皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではこの要綱で進めていくというところで、その調書に関しては書き方をちょっと変えるってということで認識していただいて。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

調書のことをさっき、喜々津委員から出たので、作りかえるっていう答弁があったんですけども、今、基本的に考えているのが3条で議員から議長に出しますよね。3条の1でその調書を今度、議長が町長に出して町長がまたその調書を持って議員に戻ってくるのか。

この文を見ると同じ調書が3カ所回るような形になっているんですよね。分かりますかね、言っている意味。上に書いているのが全てこの何とか調書、議会答弁事項の対応状況調書っていう文言が3カ所にずっと並べられているので、どうなんですかね、そこが上手に作り変えてもらいたいなというふうに思います。質問になってませんね。と考えているんですよ。いかがでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

この調書の考え方は、質問の要旨の所まで書いていただいて、空白で提出して、埋め込んで戻ってくるっていう考え方でして、それぞれの議員が、例えば、検討する、この検討する事項はどうだったのかというだけじゃなくて流れ的に戻ってくるような、この調書はそういう考え方で作っています。

あとは公文をこれに2つ、議長宛てと町長宛てが入ってくると思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

調書に関してはよろしいですか。これは、言われるように議長に回って、町長に回って答弁が来たのをそのまま議員に戻ってくるという調書ですので、この前に鑑として、私たちが出す時には議長にという形で、議長が出す時には町長へということで、鑑をつけて回すということでご理解いただければと思いますが、よろしいですか。

それでは先ほど喜々津委員が言われた、本人が出さないとこの調書は出さない場合に、議長が出すものなのかそのあたりは、本人が出さないで答弁を求めないのか、そのあたりはどうでしょうか。皆さんのご意見として。

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

事務局の考えとしてはですね、あくまでもやっぱり議員さんに聞きたい事を出していただくのが良いだろうと思っております。

そうしないと議長名で聞かなかった事を出すとなれば、それはかなりのまた作業になってきますんで、議員さんからまず、議長に出していただいたものだけを町長の方に要求するというような事が、最初の方はそれが良いんじゃないかなと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

よろしいでしょうか。本人が出した分だけが答弁がその後どうなったかっていうのは、返ってくると。本人が出さない分に関しては、執行側から返って来ることはこの時点ではないということでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今のは議長の対応でしたけど、一般質問を聞いていた議員が、質問した議員は検討しますで良いかと思ったと。聞いていた議員がじゃあどうやって検討したのかというふうに出すのが可能なのか。この文章を見ると可能ですよね。この要綱だとですね。

一般質問した本人がというのは限定されてない。特異な例でしょうけども、それはできるんでしょうか。

議長、今は議長って言ってましたけど、他の議員が出すというようなことは。

そうですね、申しわけないです。今のは、他の議員はできないですね。了解しました。

○委員長（饗庭敦子委員）

今のご質問ですけれども、第3条に対象答弁受けた議員はと明確にしておりますので、答弁を受けた議員、イコール一般質問をした議員ということで、ご理解いただきたいと思えます。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これを説明する時に、基本的には検討すると言った事に答弁を求めて、回答書を求めて、その上で次の一般質問に繋げていくというのが、やっぱり本来のあり方で、それをそのままやむやにして、また次に同じこと繰り返す、これは無駄な議論になってしまうので。議員はそういう意味では、そういうケースがあった時には、その権利を行使するという事については、説明の時徹底をしてもらいたいなと委員長に要望しておきたいと思えます。

○委員長（饗庭敦子委員）

説明は承りましたので説明しますが、それが実行されるかっていうと非常に微妙な問題かなと思うんですね。

これから始めるので極力出していただきながら、そういうのも議員間の中ですね、議員間討議もしながらですね、ぜひ進めていきたいなっていうふうに思っております。

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

なるべく、答弁事項のどうだったかというのを聞かれないように、職員にはですね、ちゃんと質問を受けた議員さんにはどうでした、検討した結果こうなりましたとか、そういう説明をちゃんとしてくれというような事は、基本的には言ってくれってというようなことで言いたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

よろしいでしょうか。

質問して「検討します、研究します」ということでは終わらないように進めていくということで、執行側の皆さんにも十分、局長の方から伝えていただくということで、この実施要綱に基づいてですね、一般質問をした議員が提出をしていくということで決定してよろしいでしょうか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

第3条の1番上の1番最後ですね。さっき、本人が出さなければ出さなくても、希望しないなら出さなくても良いというのがありましたよね、確認しましたよね。ですので最後の所は、提出するものとするとなっているので、することができるというような表現で文言整理が必要かなと思うんですけど。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。第3条の議長に提出するものとするっていうことは、議長に提出することができるかと訂正して提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、これで、長与町議会答弁事項の対応状況報告実施要綱案を決定したいと思います。

続きまして、長与町議会災害対応要領についてなんですけれども、この分はまだ全く取り組んでおりませんので、今、配布している分を読んでいただいて、参考資料もつけておりますので、しばらくご一読ください。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。長与町議会災害対応要領は、対応要綱に訂正し、最後の附則もこの要領はこの要綱に訂正するというので、内容に関しましては、この

ままこれを継続していくっていうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

続きまして、長与町議会議員政治倫理条例なんですけれども、これも、どこを変えたら良いついていうのは基本のご意見は出てないんですが、改正の必要があるのではないかとこのところを出しているところですが、皆さんからご意見があれば受けたいと思います。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

議会政治倫理条例は改正が必要ないと皆さんが思えば、現状のままで運用してよろしいんじゃないでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にご意見はございませんか。

ではこの長与町議会議員政治倫理条例は、何も改正しないということで。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

12月18日にも言ったんだけど、いわゆる議員からの圧力、こういったものに対してどう対応するのかということについては、執行側でも見直しをしておるといった話があったと思うんですね。

ですから、そこら辺が明らかになってくれば、そういうところも見た上でこの条文に盛り込んでいく、そういう事もありはしないかということで見直しをという事にしたんですが、それがまだ未だに恐らくない。嘘の答弁をしたということになると思う。

それは今も変わらないんですか。見直しをしているという事は、まだ、庁舎内でもそれがオープンにできないという状況なのかどうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

まだ改正をしたという情報は入ってきておりません。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

本当に例えば危機管理とかそういったところを交えたところで検討がなされておるのか。私は、どうも疑問に感じているんですが、実際やられているんですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

浦川議員が27年の6月に浦川議員が質問をした時の答弁だと思いますので、6月ま

できかのぼって検討するというような事については、今度、これで聞くように、さっきのやつで。まだ今のところ、状況的に動いてないんじゃないかと思しますので、そういう話もあっていませんし、直接聞きに行ってもいいですけど。

この議長名で、ただ本人が聞かなきゃいけない。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

この政治倫理条例については、色んな検討課題がまだあるかと思えますけれども、現時点ではこの条例でそのままということではよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、13時15分まで休憩します。

（休憩 12時02分～13時15分）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

続きまして、タブレットの研修を終えてというところで、お手元に皆さんの報告書を配付しております。

研修を終えて、今後どうして行くかっていうことが必要になってくるかなと思うんですけども、今、タブレットの持ち込みはしてますけれども、タブレット導入を目的として持ち込みをしていますが、導入するのであれば早い時期からの取り組みが必要かと思うんですね、私たちも約1年を経過してますので、そのあたりも含めて皆さんからご意見いただければと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も研修報告で書いたんですけども、導入するならば導入に当たっての取り組みに今後はやっぱり考えたい、検討を考えるべきかなというふうに思いますね。

しばらく今の状況のままでいくなれば、あんまりこの調査ばかり長引かせても良くないと思いますんで、現状の個々が持ち寄るというふうな形でいくのならば、それで一定、終了すべきかなというふうに思います。

ただ、今後導入にあたっては、独自の調査ですね、他の所が具体的に嘉麻市でしたか、ペーパーレスでの費用対効果等々を出すべきだと、単に導入すべきだということで導入に入るんじゃなくて、一定のそういう調査をすべきであって、これも急いでやるべきで。導入するならばやっぱりここ1年ないし、もう長くかかっても1年半ぐらいの中で、導入の方向性をはっきりさせるべきかなと思います。方向性じゃなくて、確実に導入できるような状況を作っていくべきかなというふうに思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他はいかがでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

進め方だと思うんですが、基本的に議運で研修をしたその内容については、当然、全協で報告をされる。そして、進め方あたりで、議員の意向も聞きながら、できればアンケートなり何なりでも良いんですけども、取ったりしながらやっていくということが、議会サイドではそういうこと。

あとやっぱり、町長部局、執行側との協力を得られないと進まないわけですから、執行側が今どの程度、ある程度検討に入ってるんじゃないかなと思ってはいるんですけども、そこら辺の情勢も繋ぎながらやっていく。

問題は視察に行った所でも、研修もかなりやってきているということであるし、議運だけじゃなくて、例えば2班ぐらいに分かれて研修に行く。タブレットのある程度機器がやっぱり揃って、実際、機器を操作してみなきゃいけないでしょうから。一気に16人も行って、受け入れが可能であれば良いんですけど。そういうものもやっぱり取り組む。議運からの報告だけじゃなくて、議員の皆さんにも、実際、生の体験をしてもらうとそういう手続も踏まなきゃじゃないかな。従ってそういうことを考えていくと当面、今、スマホ、タブレットの持ち込みは認めてもらったわけですから。そこら辺で、それをそのまま生かして、さらに研究検討を加えていくと。

具体的にペーパーレス化がどの程度、実質その費用対効果の問題になっとなるのかということ。もう一つは、質問をしたんですけど、傍聴者に対してどういう対応をしているか、そこらへんがなかなかうまく見えてこない。

ペーパーを配っているという話も多分あったと思うんですが、果たしてわざわざ予算書等の分厚いものをペーパーレス化と言いながらそういうのを作ってるのかな、もうそれ以上は質問はできなかつたんですけども。そういうものもありましたし、まだまだ慌てて導入という時期ではないという感じはしました。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

率直に言って、必ずしもペーパーレスがすばらしいのかという確証がないんですよ。やっぱり今まで議案書を見て、何度もめくり直したりとかさささっと記録したりというのが、別の紙にもできるという話だったんですけど、ちょっと今のところですね、これで完全にペーパーレス化に、やってはみたところ議員活動に非常に、以前と比べて非常にやりにくくなったということじゃ、元も子もないもので、他の所でもやっぱり紙と今のところ両方やってるので、果たして本当にこのまま完全に移行することが本当にそれが正解なのかっていうので、ちょっと私自身怖いんですよ。

両方併用して、しばらく、紙の良い面とタブレットの良い面を両方議員が活用しながら、議員活動を充実させていって、その流れで、例えばタブレットにいろんな、今後どんどん進化していったり、ソフトなんかも新しくなっていく中で、格段に数年前と比べて活用しやすくなったよというような時代が来た時に、みんなが安心して、不慣れな人も含めて安心してこれなら良いよねっていうことで、移る時期が来れば良いんですけど。今、現段階では、私として両方併用しながら、模索していく時期じゃないかなという気がしております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他はございませんか。なければ、タブレットに関して、今後どうしていくかっていうところで、持ち込みは可にしたのでそのままその持ち込み状態を続けながら検証していく。もう一つは、導入を目的としているので、研修をしてみるとかいうのもあるかなと思うんですけども、どこで判断するかというのが非常に難しいかなと。ずっとこのまま、河野委員がおっしゃるように、タブレットのことばかりにかかっているわけにはいかないので、ここでひとまず、持ち込みを決めたので、それを経過、何カ月か、1年ぐらい経過を見ると。次回はまた委員会も変更になりますので、そのあたりも含めてどうでしょうか。

どちらが良いですか。このまま継続していく。もう一つは、全協を含めて全議員に諮って、今の段階で決めるのは難しいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。このタブレット導入ですけれども、今回の研修を終えて色んなことを学んだと思いますので、今後もこのタブレット導入にはですね、積極的に議会運営委員会で進めていきたいと思います。

具体的には、プレゼン等から進めていきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、議会図書室についてなんですけれども、今の図書室がちょっと使いにくいっていうところもあって、なかなか利用されていない現状なので、図書室をちょっと移動させたりした方が良いのではないかと考えております。

どうしたら良いかっていうところで、今の議員控室の所にスペースをつくって図書を持っていく方法もあるかなと。他に皆さんからご意見があれば、何か改築した方が良いとかいうのもあるかと思っておりますのでご意見をいただければと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

まず議会図書室ですけども、確かに機能していないというふうに思いますんで、もう少し、やはり整理して機能できるような図書室にしていきたいというのが一つと、議

員控室の方に移動するなら移動するで、どういうふうになるのかちょっと分かりませんが、それでもやっぱり機能できるような対応にしていきたいなというふうに思います。

ただ、もう一つはやはりこの議場、議場といいますか議会階ですね、4階の全体をですね、これはお金がかかることなのでどうかちょっと分かりませんが、定数も16になったということで、さっき休憩中にもちょっと雑談で話してたんですが、会議室なんかも極端に言えば広いですね。ですから、こういう部分も改修というか改築して議員の実務ができるようなですね、そういう所も欲しいなというふうに思います。

控室がありますけど、控室はあくまでも休憩室になっててですね、あそこでいろんな作業ができる状況ではありませんし、今後、将来的にはそういうところも検討していたければなというふうに思っています。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にご意見はございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

もう一つ議会図書室ですけど、今ちょっと考えたら、やっぱり控室の中に置くとなると今度、一般の方が利用できなくなる可能性があるかなと思うんですね。議会改革というか進んだ議会では、一般の方も利用ができるような環境を整えてると思いますんで、ちょっとそこも含めて、どうするか検討すべきじゃないかなというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

執行部控室というのがありますよね、これはここだけは総務課が管理しております。

そこに図書室をということで、話をしたことはあるんですが、年間200日以上、執行部控室は使ってるということで、それはもうちょっとできないというようなことで断られました。

ですから場所としては、今、4階の中である所は、実際もう図書室に変えるという場所はないんですね。ここは河野委員が言われるように、ここは16名になったからということで改造したところで、廊下側に広がるだけであって、非常にその改造も金額的にコンクリートとかなっておれば非常に厳しいってということもありますが、確かに言われるように一般の方も図書室には来ていいということになってはいるんですが、今の図書の蔵書数とか場所の事もあろうかと思うんですけど、確かに来られてません。

ただ限られた中で、どういうふうにした方が良くということですので皆さんでそこら辺を協議して頂ければ、またこちらも、理事者の方とお話をしたいとは思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本条例でもこの議会図書室の問題あるいは事務局の整備、そういったものについては多分、書いてあったと思うんですが、私はやっぱり、今の議員の控室のロッカールーム、本当に要るのかなという正直言って気がしております。

私は例規集を2冊入れとるだけで、他には何も入れておりません。

逆に言うと今の図書室に今のロッカーを持って行って、あそこの和室と一体化して図書室を廊下から入れるドアを設ける。

なおかつ、なるべくガラス張りで中が見えるようにしておく。密室になってしまうとちょっと私もそれは問題があるんだろうなという思いがしますので、そこら辺もあわせて検討していただいて、そうするとかなりのスペースができてくる。

それには改造をするとすると、壁をほがして、ある程度ガラスを貼るということになると費用もかかるでしょうし、基本的には今ネット社会ですから、いろんな情報がネットで検索できますけれども、そういう図書の充実は重要な事ですから、ぜひこれは前向きに予算を獲得できるように、議会として働きかけていくべきだろうとそういうふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

図書購入費につきましては予算をとっておりますので、こういうものが欲しいということであれば、事務局の方に申し出ていただければ、議長の方にお伺いを立てて購入をしたいというに考えております。

○委員長（饗庭敦子委員）

他はございませんか。

今の議会図書室が非常に使いづらいついていうのと利用者が少ないついでいうのもありますので、費用がかかる分どんな形で予算を上げるかっていう問題があるかと思うんですが、改装ついでいうのを考えた場合はどうしたら改装ができるんでしょうか。どんなふうに考えたら。

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

喜々津委員の場合はロッカールーム要らないと言われますけど、これが全員の総意であるかというような事も出てきますし、窓を取るにしてももう外にはとれませんので、中々に窓ができるしかないというようなことになりますので、そこら辺は私もいろいろ、前の議長がおられる時から図面を書いたりしてみたんですが、非常に難しい問題で今までずっと解決しないできてるというのが現状でございますので、皆さんもこういうふうにしたら良いんじゃないかとかいうご意見がございましたら、ぜひ事務局の方に

も教えていただければと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

多分、今あるコンクリートに穴をあけてドアっていうのは強度的に難しい問題が出てくるかもしれないので、議員控室の扉があるじゃないですか、あそこを開けた所に一つ仕切りを作って、そこから左の方の図書室に行ける、だれでも入るような通路にして、そこを図書室にして。議員控室は、河野委員も言われたように、今、議員がもともと24人の議員の控室だったのが、今では16人になってしまっている。しかも、議長、副議長については別室がありますので、実質14人分のパーテーションをつくってですよ、椅子と机を置けば、ロッカーに入れていた書類なんかはもうその机の引き出しの中に片づけることもできるので、一体的に議員控室と図書室を有効的に、どうせやるなら何かそういう図面なりを書けばいかがかな、お金はないのかもしれないですけど。

理想的にはそんなふうにしていただければ。議会に来て、僕らも資料なんかをあそこは今、応接室になってしまっている。執務室みたいな機能っていうのは今から大事じゃないかなって気もします。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

今の分はですね、今のご意見ですが、全員がそういうふうに思っておられるかということもありますので、さっき言ったようにロッカールームは残して欲しいという方もいらっしゃるかもしれませんが、議員さんの皆さんの同意が得られれば、私たちが下の担当課の方に言ってですね、こういう要望が出ているということで予算をつけてくれないだろうかという話はできるんですが、今の段階ではちょっとまだ私と課長が動いて「お願いします」ということは多分言えませんので、そこら辺、議員さん全員で決定をしていただければ、次の段階に入りたいと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

局長がおっしゃるのも無理がないことだと思います。議運の意見として、こういう意見が出たっていうことで全協に諮るということでどうでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは議会図書室については今出た案を全協の中で諮って、皆さんの総意が得られたところで事務局の方から予算取りをしていただくような形でよろしいでしょうか。

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

これにつきましては、議会費の予算ではとれませんので、そこの担当課にお願いをするというようなこととなります。ですから、そこら辺は理事者の方がまだどう考えるかということでもありますので、はっきり言いまして、こちらで予算計上はできないということだけは念頭においてください。

○委員長（饗庭敦子委員）

図書室については要望するという形で行きたいと、全協で。全協で決まったら、要望するというのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは次の長与町議会委員会条例の一部を改正する条例っていうところで配布しておりますが、これは長与町の部設置条例の一部を改正する条例がありましたので、それに伴う条例改正となります。

課長。

○議事課長（中山庄治君）

先の12月1日に部課設置条例を改正する条例が可決したことに伴ってですね、新たに企画財政部、住民福祉部、健康保健部、産業建設部という部名が新しくできましたので、これに伴って、委員会条例の所要の改正をするものであります。

新旧対照表のですね、1枚めくってもらって3ページのところですが、これは、既存の委員会の所掌部分もあてはめて入れております。

企画振興部が企画財政部、総務部の財政の担当が企画財政部に入ってくることになりまして、企画財政部の所掌に関する事務、それと産業厚生が、建設部が建設産業部に名前が変わったことによる変更。今の福祉部が住民福祉部と健康保険部に分かれたことによります。前々から入っておりました、企画振興部の商工観光に関するものが、建設産業部の農林水産の方に所管替えがあるということで、このような表現をいたしております。議案を3月7日の本会議に上程できればというふうに考えております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいまの説明を含めて、皆さんの方からご質問はございませんか。なければ3月7日に上程したいと思います。

続まして、長与町議会事務局規程の一部を改正する規程について、局長。

○議会事務局長（濱口務君）

これは、議長の方の権限になってきますので、議長の方の了解はもらっております。

報告という形になりますが、まず3条に、うちの山田が主事ということで、ここ主事が抜けておりましたので、現状に合わせて主事を入れております。

次ページお願いします。次ページも主事を入れたところですね、次に第4条のオですが、これは議事堂というのが議事堂の中に議場があり、委員会室があるということなので、今までは、議場だけの管理及びということで謳ってありましたので、ここはやはり議場だけでなく、委員会室等も含めた全ての管理についてということなので執行部控

室を除いた分を議事堂ということで、ここを名称変えております。

クが、図書室って書いてありましたが、これは正式名称議会図書室ということでございます。それにケですね、次は、これは議長会議、事務局長会議等に関することということで、これも等を追加いたしております。それと次の（２）にあります、オ、これも議事堂に変更ですね。ケの欄でございますが、議会運営に関することということが抜けておりましたので、これも追加し、またコは協議または調整を行う場にするということで、現状に合わせて、ここも変更いたしております。

次ページをお願いいたします。これも（８）になりますが、議事堂の使用許可に関する事項ということで、変えております。以上でございます。これにつきましては、議長の権限ということで、議長の方がもう全協の方にはこれは諮る必要はないというような事で、議長の方からは指示をいただいております。

○委員長（饗庭敦子委員）

事務局規程についてご質問等ございませんか。なければ、これは全協に提出する必要なしということですので、提出はしませんのでご理解いただければと思います。

今日の議題は以上なんですけれども、その他のところで、一つこの議会運営委員会としての次年度にはなりますけれども、研修について、大体何月ごろに予定をした方が良いのかなってところで、皆さんちょっとご意見をお伺いしたいなというふうに思います。あと、目的として何を目的とするかっていうところもお願いしたいと思います。

皆さんご意見ないようですので、視察研修に関して幾つか出して提案をしたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。あと研修したいこと、研修の時期、ここが良いっていうものがあればですね、事務局の方へお申し出ください。

お手元に年間スケジュール、あくまでも予定ですけども、お配りしてますので、日程も踏まえてご希望があれば出していただければと思います。

その他に何かありませんか。

課長。

○議事課長（中山庄治君）

お手元に議会年間スケジュール（予定）ということでお配りをしております。

まず、3月、6月、9月、12月までの分をお渡しし、定例会の招集は町長の権限でありますが、町長が第1火曜日ということで、まず議会の初日を入れております。

下の黄色はですね、前年度の会期にあわせて入れておりますので、これは決定でございませぬので、そこら辺はこの議会運営委員会の方で決めていただくことになろうかと思えます。

それと議案配付は開会日の5日前、これ申し合わせ事項ですね。議会運営委員会は配付の3日前まで。概ね7日ということで、だいたいこちらへんに入れております。

一般質問の締め切りは議運の4日前。どうしても土日が入ってきておりますので、実際はもう4日前ということになってこようかと思えます。

一般質問の開始は、締め切りの13日前ということで、あと発送はそれに間に合うように送らせていただいております。

ちなみに今回の定例会は公立高校の卒業式のためで3月2日に、今回だけは水曜日ということで変更しておりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上です。一応、申し合わせ慣例によりこの日程の割り振りをしておりますので、1年間よろしく願いたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんの方から質問ございませんか。

なければ、その他に何かありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

大村湾議員連盟の件で、確か本町の議会の方の加入数が少なかったんじゃないかなと思います。もう少し大村湾のことについても、意識を高めるための加入をお願いしたいと、別にしてくれと言われたわけでもないんですけども、自主的に加入をした方が良くないかなというふうに思っておりますので、皆様お知りおきよろしく願いたします。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

さっき言えば良かったんですが、事務局規程の中で、第4条（1）のオに議事堂の管理及び取り締まりに関することってあります。4条の（2）議事に関することのオで、議事堂の整備及び取り締まり、議事についてに関することの中で、議事堂の整備及び取り締まりに関することってというのが、議事に関することに入るのかなという。それと上の（1）のオの議事堂の管理及び取り締まりに関すること。

この違いを教えてください。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

突然言われてどう答えようかと思ってるんですが、議事堂の管理っていうのは、借用に関すること。例えば委員会室の借用とか、そういうことをイメージしていただければいいと思います。

議事に関する議事堂の整備というのは、例えば、タイマーを整備したりとかマイクを整備したりとか、そういうことになってくると思います。

答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に皆さんの方から何かございませんか。ないでしょうか。

それでは、今日の議会運営委員会をこれで閉会したいと思います。
皆様どうもお疲れ様でした。

(閉会 14時34分)

委員長